

所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書

「寡婦控除」は配偶者との死別や離婚ののち子どもを養育しているなどのひとり親世帯に対し、所得税及び住民税算出において一定の所得控除が受けられる税制優遇制度であるが、婚姻歴のない、いわゆる非婚のひとり親世帯には適用されていない。

同じ収入の母子世帯であっても寡婦控除があるとなしでは、所得税、住民税の額が大きく異なる。住民税に至っては地方税法第 295 条の非課税世帯の範囲が適用されず、税以外に保育料、公営住宅家賃、就学援助、年金免除規定などで大きな負担を強いられており、年収 200 万円程度で、これらの負担差が 20 万円から 30 万円に上る。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題などさまざまな理由から、未婚で子どもを産み育てている母子世帯がふえている。2011 年度厚生労働省「全国母子世帯等調査」によれば、離婚 80.8%、非婚 7.8%、死別 7.5%と非婚は死別を上回っており、年々増加している。

また、日本の母子世帯の就業率は 80%を超えているにもかかわらず貧困率 54.6%と悪化をたどっている。年間就労収入は母子世帯全体で 181 万円、死別が 256 万円、離婚が 176 万円であるのに対し、非婚は 160 万円と極めて低い上に、重い税負担等を課せられている。

このような状況にある非婚の母らが、2009 年日本弁護士連合会（「日弁連」）に対し、寡婦控除の適用を求める人権救済を申し立て、2013 年 1 月日弁連は「婚姻歴のない非婚世帯に寡婦控除が適用されないのは合理的理由のない差別であり、憲法 14 条、子どもの権利条約違反である」との調査報告（要望）を各行政府に提出した。その後さらに、全国の自治体が「非婚世帯への寡婦控除のみなし適用」を実施し、これが急速に拡大したことを受け、2014 年 1 月には財務大臣へ「迅速に所得税法の改正をすべきである」旨の意見書を提出し法改正を求めている。

ところで 2013 年、国は年々悪化する子どもの貧困対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を成立させた。この法律の目的には、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」とある。それに則れば、すべての子ども達の育ちが保障されるよう、法整備をすすめることは国の責務である。

よって本市議会は、早急に所得税法を改正し、暮らし向きがきわめて厳しい婚姻歴のない非婚のひとり親世帯にも寡婦控除を適用するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 17 日
沖 縄 市 議 会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣